

## 1

### はじめに デザインマニュアルとは

このたび鯖江市は市の象徴として、また、その風土・歴史・自然にふさわしいものとして市の花「つつじ」木「さくら」鳥「おしどり」を制定しました。

そのシンボルデザインを全国に募集し、市民投票の実施や選考委員会の審議を経て、平成18年1月11日に採用作品が決定いたしました。

このシンボルデザインを広く使用することで、市民の皆さんの協調を深め、心豊かな、力あふれるまちづくりへのシンボルとして活用していただくとともに、鯖江市を広く全国に紹介する一助となれればと考えています。

それにはシンボルデザインが基準に従って様々な視覚媒体に正しく使用されなければなりません。そこでこのシンボルデザインを使用する際の表現方法の約束事や注意事項をまとめたマニュアルを作成しました。

約束事はあくまでも基本であり、デザインマニュアルの使用例も一部にしかすぎませんが、イメージの統一性を確保するため、このマニュアルに基づいた使用に心がけてください。

このマニュアルを活用していただき、さまざまところで鯖江市の花・木・鳥シンボルデザインをお使いいただくようお願いいたします。

平成18年3月

鯖江市

1. はじめに デザインマニュアルとは
2. 基本デザイン デザインコンセプト
3. カラー表現・モノクロ表現
4. 花・木・鳥をセットで使用する場合の配置について
5. 封筒使用例（角型2号 長型3号）
6. 名刺使用例（縦 横）
7. 使用禁止例

基本デザインです。鯖江市を象徴する3つのデザインの由来などを解説します。



市の花 つつじ

### ■ つつじ

鯖江市の花「つつじ」をシンボライズしたデザインとし、つつじの花の紅ピンク色を印象的に使いました。

つつじは、日本海側随一のつつじの名所西山公園で美しく咲き誇り、県内外から大勢の観光客が訪れ、市民に活力と熱気を与えてくれます。

『みなぎる活力とまちづくりへの情熱』のシンボルです。



市の木 さくら

### ■ さくら

鯖江市の木「さくら」をシンボライズしたデザインとし、さくらの花の桜色を印象的に使いました。

さくらは、西山公園をはじめ上河内の薄墨桜、三六の桜、神明の桜並木、中河のきらめきロードなど、市内随所を美しく華やかに彩り市民に安らぎと夢を与えてくれます。

『心の豊かさと明日への希望』のシンボルです。



市の鳥 おしどり

### ■ おしどり

鯖江市の鳥「おしどり」をシンボライズしたデザインとし、水面を泳ぐおしどりの美しい羽を印象的に描きました。

おしどりは、おしどり夫婦の例えのとおり仲睦まじい姿で知られ、河和田川では豊かな自然環境の中、全国でも珍しく一年を通して生息しています。

『男女共同・参加と協働そして豊かな自然』のシンボルです。

カラーCMYKとモノクロ1色時の使用例です。シンボルデザインの使用に際しては、デジタルデータを使用しイメージを損なわないよう正しい配置、指定カラーで表示してください。ただし表現上やむを得ない理由があるときは、モノクロ、単色、単色反転で表現することができます。刻印、銘板、金属バッジなどの特殊アイテムにおいてこれらの表現方法が認められる場合があります。



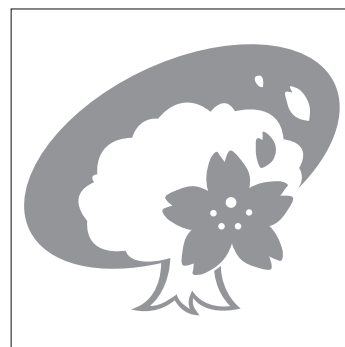
### ■ つつじ

色 ■ DIC114 C0% M100% Y44% K0%

1色 ■ 100%

白黒反転

50%アミ



### ■ さくら

色 ■ DIC26 C0% M39% Y9% K0%

1色 ■ 100%

白黒反転

50%アミ



### ■ おしどり

色 ■ DIC139 C94% M9% Y0% K0%

1色 ■ 100%

白黒反転

50%アミ

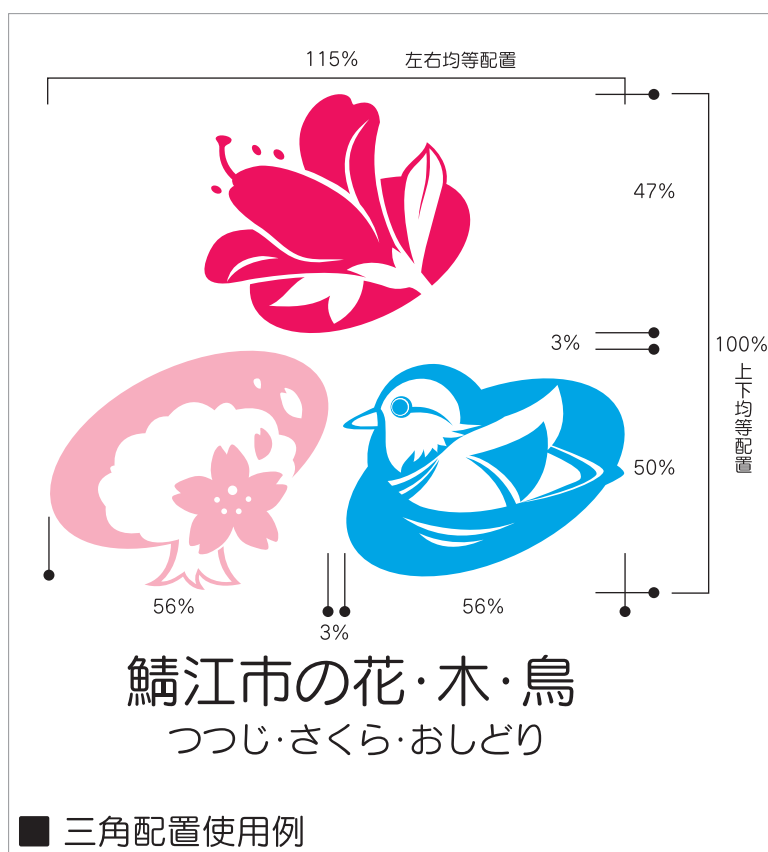
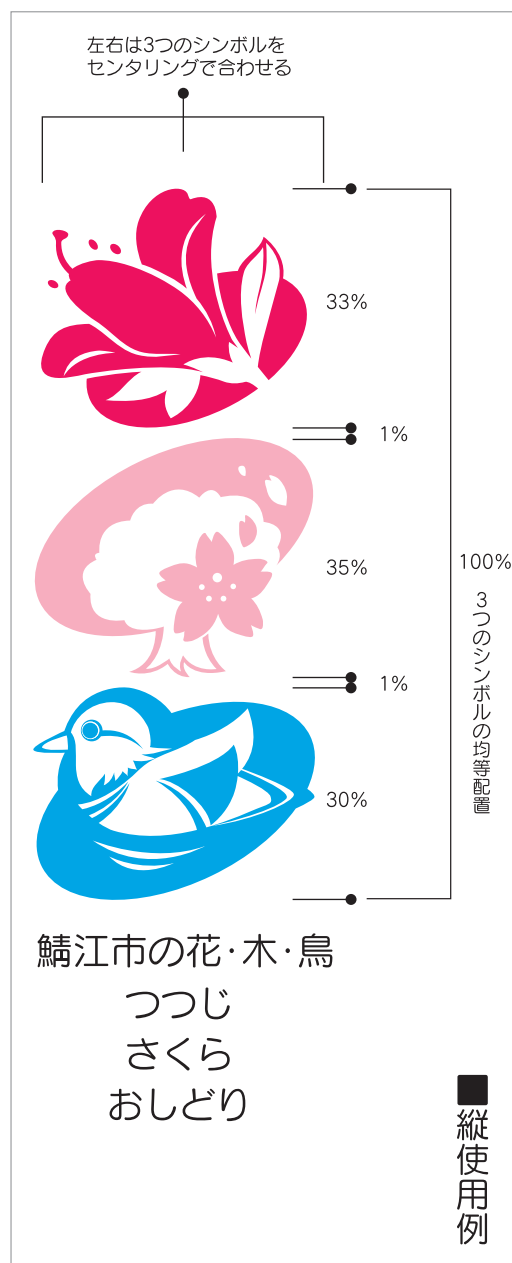
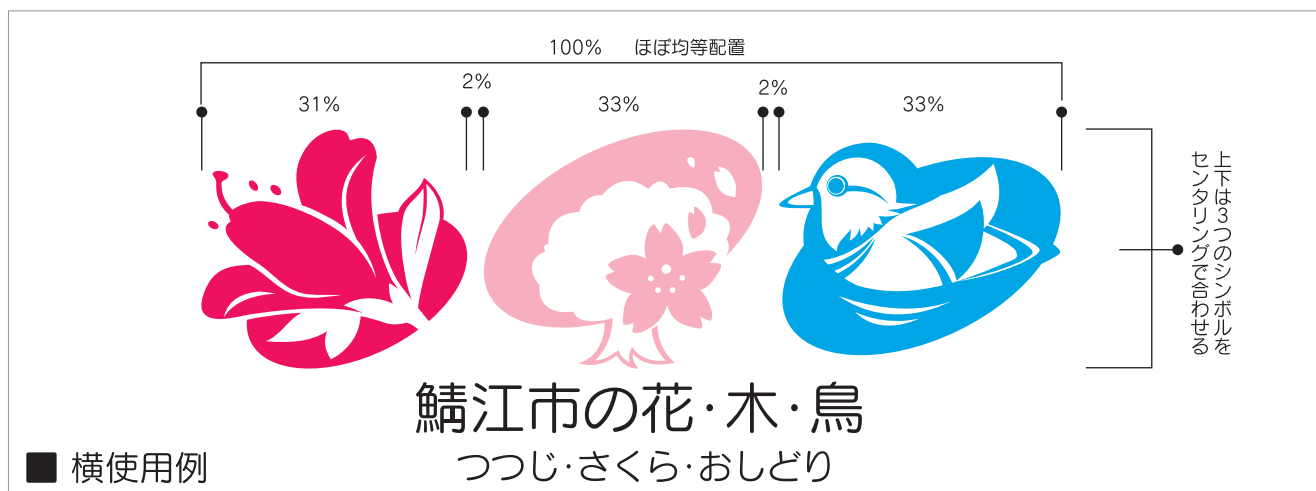
DICカラーガイド(Dic colorguide)

大日本インキ化学工業が出版する色見本帳で、同社の登録商標

CMYK 【CMYKカラーモデル】

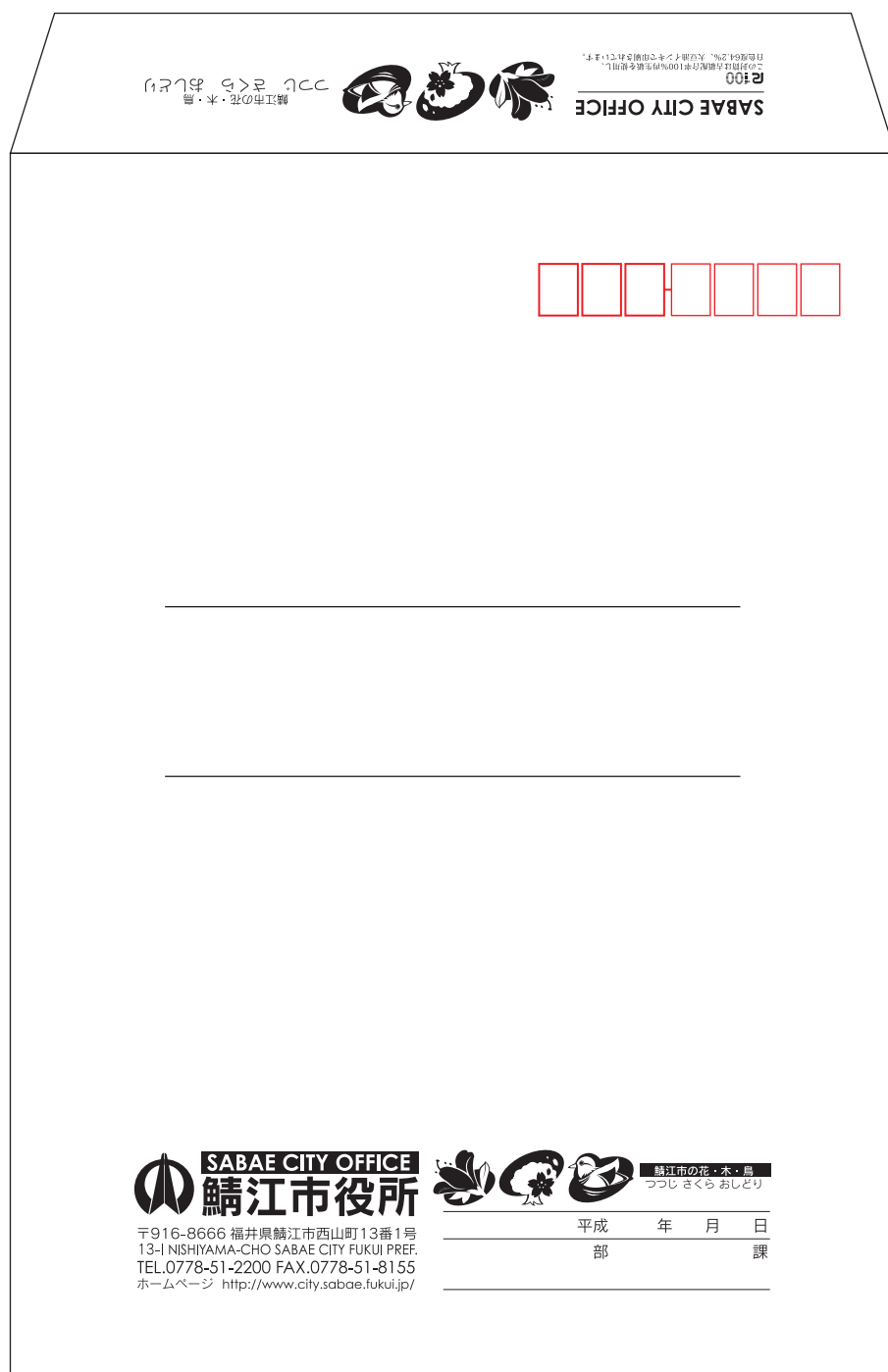
色の表現方式の一つ。藍色(Cyan)、深紅色(Magenta)、黄色(Yellow)、黒(black)の配合比率を変化させて、すべての色を表現する。

つつじ、さくら、おしどりを単体で使うことができますが、3つをセットで使う場合は、下記の配置に準じてください。

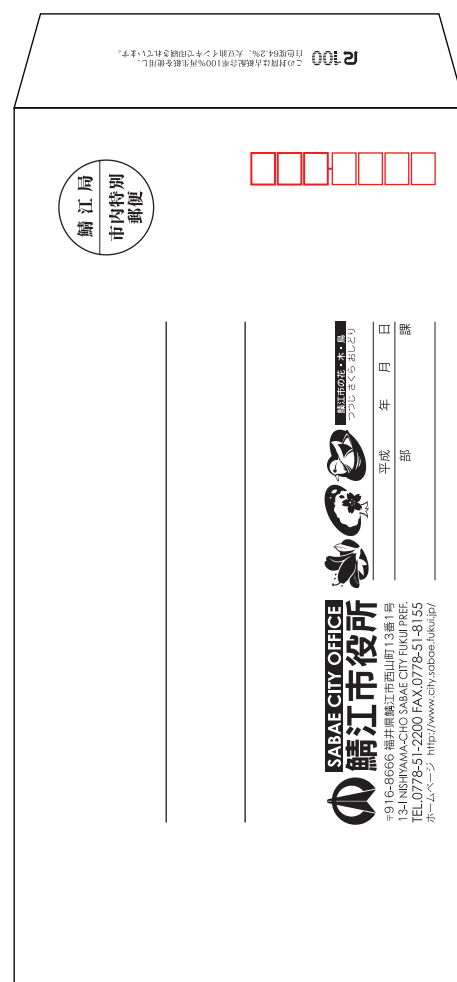


- シンボルの配置順番は基本的に「つつじ」「さくら」「おしどり」です。
- それぞれのデザイン要素を考慮して作成された組み合わせですので、原則として上記の配置例に従った、比率、間隔で使ってください。
- 可能な範囲で市の花つつじ、市の木さくら、市の鳥おしどり等の文字を(推奨:丸ゴシック)を添えてください。その際はシンボルデザインと調和するよう、書体・文字の大きさ・配置などを考慮してください。

封筒での使用例です。



■ 角形2号



■ 長形3号

名刺での使用例です。マークの大きさなど合わせてください。



ここにあまりがちな使用例を表示しましたので、使用に当たっては充分ご注意ください。



### ■ 変形の禁止

平体、長体、斜体などの変形をしないでください。



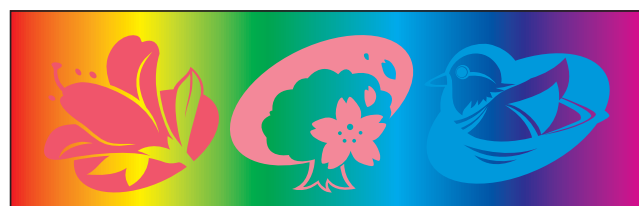
### ■ 色の変更禁止

シンボルデザインの色を指定色以外に変更しないでください。一部でも変更できません。



### ■ 他のデザインとの重なり

他の要素を加えて表示しないでください。



### ■ 背景の規制

強烈なパターンや煩雑な写真を背景に配置しないで下さい。白かそれに準ずる配色を使用してください。



### ■ 統一感のない大きさの変更

統一感のない大きさの変更をしないでください。



### ■ 左右・上下反転

シンボルを左右・上下反転しないでください。

## ■ 鯖江市の花・木・鳥シンボルデザインの使用に当たっては、次のことをお守りください。

1. 鯖江市の花・木・鳥シンボルデザインは、「鯖江市の花・木・鳥シンボルデザインマニュアル」に基づいて使用してください。
2. 次の場合は、花・木・鳥シンボルデザインを使用することはできません。
  - (1) 鯖江市の信用や品位を損なうと認められるとき。
  - (2) 特定の政治活動や、宗教活動に関わると認められるとき。
  - (3) 自己の商標や意匠として、独占的に使用すると認められるとき。
  - (4) その他、鯖江市がシンボルデザイン制定の趣旨に照らし、その使用が著しく不相当と認めるとき。
3. シンボルデザインの使用は、無償とします。
4. シンボルデザインの使用に伴い損害が生じた場合、市はその責めを負いません。

※当該デザインの使用に関する権利は、一切鯖江市に帰属します。

※作品の著作権に係わる問題が生じた場合は、デザイン製作者の責任とします。

花・木・鳥シンボルデザインの適正な使用を確保するため、使用に先立ち、必ず下記へご連絡またはご相談願います。また、使用後実物を1部お送りくださいますようお願いいたします。看板などに使用した場合は写真などで使用状況をお知らせください。

### ● お問い合わせ・送付連絡先

〒916-8666 福井県鯖江市西山町13番1号  
鯖江市政策経営部めがねのまちさばえ戦略室

TEL.0778-53-2202

FAX.0778-51-8161

SC-MeganeNoMachi@city.sabae.lg.jp